

会 議 録

会議名 (審議会等名)		川西市知明湖キャンプ場に係る指定管理者選定委員会	
事務局(担当課)		市民生活部 生活活性室 観光・スポーツ振興課 (内線:2521)	
開催日時		平成25年10月15日 午後7時から	
開催場所		川西市役所4階庁議室	
出席者	委員	中川 幾郎 委員長、安本 秀彦 副委員長、名越 きよ子 委員 小田 秀平 委員	
	事務局	川西市市民生活部長 大森直之、同生活活性室長 大屋敷信彦 観光・スポーツ振興課長 瀧花 保、同主幹 五島孝裕 同副主幹 西野 登三、同主任 畑中秀樹	
傍聴の可否		一部不可	傍聴者数 0人
傍聴不可・一部不可の場合、その理由		議事(1)川西市知明湖キャンプ場指定管理者候補法人の選定基準及び同採点表について、傍聴を可としたが、議事(2)以降、指定管理者からのヒアリングと候補法人の選定に係る検討の部分については、当該申請書のノウハウ等に係る内部情報が取り交わされることから、傍聴を可とした場合、当該申請者の競争上の地位その他、正当な利益を害すると認められることから、川西市情報公開条例第7条第1項第2号の規定に該当するとして、傍聴について不可とした。	
会議次第		1.開 会 2.議 事 (1)川西市知明湖キャンプ場指定管理者候補法人の選定基準及び同採点表について (2)申請者へのヒアリングに係る質問内容等について (3)指定管理者申請者へのヒアリングについて (4)指定管理者候補法人等の選定について 3.そ の 他 4.閉 会	
会議結果		(1) 川西市知明湖キャンプ場指定管理者候補法人の選定基準及び同採点表について ・原案どおり承認された。 (2) 申請者へのヒアリングに係る質問内容等について (3)指定管理者申請者へのヒアリングについて (4)指定管理者候補法人等の選定について ・申請書及びヒアリングの結果を基に点数を付加し、一般財団法人一庫ダム湖周辺環境整備センターを指定管理者候補法人として選定した。今回の委員会の結果を基に、第3回の委員会にて答申書を作成することになった。	

審 議 経 過 (公 開 分)

発信者	発言内容
委員長	<p>ただいまから川西市知明湖キャンプ場に係る指定管理者選定委員会を開会させていただきます。</p> <p>本日は、お疲れのところ、お集まりいただきありがとうございます。</p> <p>本日の予定ですが、まず「川西市知明湖キャンプ場に係る指定管理者候補法人等の選定基準及び同採点表について」についてご審議いただきます。その後、ヒアリングに係る質問内容と選定方法について打ち合わせさせていただきます。</p> <p>さらにその後、申請者からのヒアリングを行った後、指定管理者候補法人等の選定についてご検討いただきたいと思いますと考えておりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>なお、議題(1)については公開で行います。その後、議題(2)以降につきましては、審議内容が申請者からのヒアリングが中心となり、申請者のノウハウ等に係る内部情報が多分に取り交わされることが予想されるため、会議は公開しないこととします。</p> <p>また、本日の委員の出席数は4名で、定足数に達しておりますことをご報告いたします。</p> <p>それではまず、「川西市知明湖キャンプ場に係る指定管理者候補法人等の選定基準及び同採点表について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>はい、それでは座ったまま説明させていただきます。お手元の、次第の2ページ、添付書類 A3 横の表をご覧ください。</p> <p>まず、2ページの 1. 選考基準につきましては、「川西市公の施設に係る指定管理者の手續等に関する条例第 4 条に規定する次の基準を基本として、公平かつ適正に審査し、選定するものとする。」というものでございます。</p> <p>まず、ひとつめの基準としては、市民の平等な利用が確保されるとともに、サービスの向上が期待できること。</p> <p>2つめは、公の施設の管理に係る事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。</p> <p>3つめは、公の施設の管理に係る事業計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。</p> <p>4つめは、公の施設の管理に係る収支計画書の内容が、公の施設の適切な管理及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。</p> <p>でございます。</p> <p>次に、2. 審査項目・基準等についてでございますが、(1) 審査項目・基準内容</p>

事務局	<p>につきましては、A3横の「川西市知明湖キャンプ場 指定管理者候補法人等採点表(案)」のとおりでございます。</p> <p>次に(2)審査の視点といたしましては、公平かつ客観的に評価するために、表の一番左の欄にありますとおり「申請者の基本的前提」、「事業運営計画」に対する審査項目により評価することとしております。</p> <p>次に、(3)基本的な審査の考え方につきましては、「申請者の基本的前提」、「事業運営計画」を、それぞれ 20 項目に細分化させて、点数化し、採点いたします。</p> <p>最後に、(4)指定管理者候補法人等の決定方法につきましては、選定委員の皆様へ採点いただいた得点の点数を応募者の得点といたします。</p> <p>採点の結果、総得点が配点合計の 6 割(120 点)以上に達した場合、応募者を指定管理者候補法人等として決定することとしております。</p> <p>以上、選定基準の基本的な考え方、また、採点表の中身等も含めまして、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。</p>
委員長	<p>今、ご説明いただきました件につきまして、委員の皆様から、ご質問・ご意見などがございましたら伺いいたします。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、お諮りします。</p> <p>ただ今の事務局より説明のありました指定管理者候補法人等の選定基準及び採点表に基づき、選定を進めることとしてよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
委員長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、この選定基準及び採点表に基づき選定を進めることといたします。</p>